

市民活動支援機器貸出について

市民活動支援課管理の市民活動支援機器の貸出しに関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、市民参加による活力あるまちづくりを推進するため、自発的かつ自主的に公益的な活動を実施する団体等に対し市民活動支援機器を貸出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出し機器)

第2条 貸出しをする機器（以下「貸出機器」という。）は、市民活動支援課（以下「担当課」という。）が所有・管理する機器のうち別表第1のとおりとする。

(貸出しの対象)

第3条 機器は、市内に居住する者又は市内に活動拠点のある市民活動団体等（以下「団体等」という。）が主催する事業において使用する場合に貸出すものとする。

2 前項に規定する事業とは、地域活性や地域内外の交流など地域づくりのために行われるイベント等とし、次のいずれかに該当する事業については対象外とする。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教活動や政治活動を目的とする事業
- (3) その他、公益を害する恐れがあると認められる事業

(貸出しの申込み)

第4条 貸出機器の貸出しを受けようとする者（以下「使用者」という。）は、原則として借受日の6ヶ月前から前日までに担当課に事前予約を行ったうえで、当該借受日までに市民活動支援機器貸出申請書を提出しなければならない。

(貸出料)

第5条 貸出機器の貸出料は無料とする。

(貸出期間)

第6条 貸出機器の貸出期間は、原則として1週間以内とする。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 精密機器なので乱暴に扱わないこと。
- (2) 説明書の指示に従い使用すること。
- (3) 目的外の使用はしないこと。
- (4) 借り受けた貸出機器を第三者に貸し出さないこと。

(返却)

第8条 使用者は、貸出機器の使用を終了したときは、速やかに、貸出時の現状に復したのち返却するものとする。

(損害の賠償)

第9条 使用者は、自己の責任により使用した貸出機器を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この内規は、平成19年10月1日から施行する。

令和3年5月6日改定。

別表1(第2条関係)

貸出機器一覧

プロジェクター	入力端子：HDMI、RGB(VGA)、3.5mmミニジャック
スクリーン	プロジェクターを投影するためのスクリーン
ポータブルマイク	スピーカー内蔵型マイク2本
三脚付き非接触温度計	赤外線センサーによる温度計（非医療機器）

お問合せ先：

笛吹市市民環境部 市民活動支援課

〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部 809-1

Tel：055-262-4138（市民活動支援課直通）

※貸出を希望される方は、必ず市民活動支援課にお問合せ下さい。問合せを経ない申請書は無効となる場合があります。